

## 新宮都市計画 地区計画の決定（新宮町決定）

都市計画立花口・山ノ口工業団地地区地区計画を次のように決定する。

名 称	立花口・山ノ口工業団地地区地区計画	
位 置	新宮町大字的野字池ノ内、大字立花口字砥石ヶ浦、字山ノ口の各一部	
面 積	約 5.9 ha	
地区計画の 目 標	<p>本地区は、新宮町の全域では南東部、県道筑紫野古賀線の東側に位置し、周辺が田畑や森林に囲まれた工業団地である。また、近接して寺浦集落があり、将来にわたっての居住環境や営農環境への影響が懸念される場所である。</p> <p>本地区計画は、周辺環境に配慮した工業団地の形成を図るとともに、良好な生産環境の創出を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・ 開発及び 保全方針	土地利用の 方 針	周辺の集落環境に配慮した生産環境の創出を図る。
	地区施設の 整備方針	本地区は、良好な生産環境の創出のため、既存の道路を活用し、区画道路を計画的に配置し、利便性と安全性の向上を図る。
	建築物等の 整備方針	良好な工業団地の形成と保全を図るため、建築物等の用途等の制限を定める。

地区施設の配置 及び規模		名 称	規 模
		区画道路 (6m)	L=約 273m
地区整備計画 建築物等 に関する 事項	地区の区分 名称及び面積	約 5.9 ha	
	建築物等の用途の 制限	<p>建築できる建築物は準工業地域内に建築することができる建築物のうち、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場</li> <li>2. 事務所</li> <li>3. 倉庫</li> <li>4. 自動車車庫</li> <li>5. 建築基準法施行令第130条の4第5号で定める公益上必要なもの</li> <li>6. 前各号の建築物に附属するもの</li> </ol>	
	建築物等の容積率 の最高限度	20/10	
	建築物等の建ぺい率 の最高限度	6/10	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。</li> <li>2. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。</li> </ol>	
	建築物等の高さ の最高限度	15m	

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

# 計 画 図



凡 例	
計画対象区域	
地区整備計画区域	
区画道路(6m)	

県道 筑紫野古賀線

立花口・山ノ口工業団地地区地区計画 A=5.9ha

## 工業団地地区

### ■地区計画による制限の概要

	工業団地地区
建築物等の用途の制限	建築できる建築物は準工業地域内に建築することができる建築物のうち、次の各号に掲げるものとする。 ・ 工場 ・ 事務所 ・ 倉庫 ・ 自動車車庫
容積率の最高限度	200%
建ぺい率の最高限度	60%
高さの最高限度	15m
外壁の後退距離	1.5m 以上

